

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

株式会社 新村 行動計画

当社は、男女ともに全社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～2028年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1（次世代法と女活法に基づく目標）

全社員の所定外労働時間を1人当たり年間平均230時間未満とする。

<取組内容>

- 2025年4月～ 社内広報等で社員へ周知し、所定外労働時間の削減を図る。
- 2025年4月～ 各部門において問題点の検討及び合理的な対策の実施。

目標2（次世代法と女活法に基づく目標）

全社員の年次有給休暇の取得率1人当たり年間平均65%以上を維持する。

<取組内容>

- 2025年4月～ 社内広報等で社員へ周知し、取得促進を図る。
- 2025年4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画等を策定する。

目標3（女活法に基づく目標）

営業職の積極的な女性採用を推進し1名以上採用する。

<取組内容>

- 2025年4月～ 継続して社内の女性社員に対して営業職への転籍希望者を募る。
- 2025年4月～ 求人票により営業職を募集する際に女性の積極採用の旨を表記する。

【女性の活躍の現状に関する情報】

営業職の女性の割合 0%

営業職以外の女性の割合 43%

（更新日：2025年3月20日）